1　品種登録の番号　第26379号
2　品種登録の年月日　平成29年12月18日
3　登録品種の属する農林水産植物の種類
Rosa L.
4　登録品種の名称　Tanamachi　ワイン
5　育成者権の存続期間　30年
6　品種登録を受ける者の氏名又は名称及び住所又は居所
棚町満
福岡県三井郡大刀洗町大字山隈2720―2
7　出願公表の年月日　平成27年12月28日

1　品種登録の番号　第26380号
2　品種登録の年月日　平成29年12月18日
3　登録品種の属する農林水産植物の種類
Rosa L.
4　登録品種の名称　アニヴェルセルエフ
5　育成者権の存続期間　30年
6　品種登録を受ける者の氏名又は名称及び住所又は居所
今井清
広島県呉市広町4913番地の1
7　出願公表の年月日　平成27年12月28日

1　品種登録の番号　第26381号
2　品種登録の年月日　平成29年12月18日
3　登録品種の属する農林水産植物の種類
Rosa L.
4　登録品種の名称　アイチ1号（ごう）
5　育成者権の存続期間　30年
6　品種登録を受ける者の氏名又は名称及び住所又は居所
愛知県
愛知県名古屋市中区三の丸三丁目1番2号
7　出願公表の年月日　平成27年9月29日

1　品種登録の番号　第26382号
2　品種登録の年月日　平成29年12月18日
3　登録品種の属する農林水産植物の種類
Sorghum Moench
4　登録品種の名称　03SK4 3-1-1
5　育成者権の存続期間　25年
6　品種登録を受ける者の氏名又は名称及び住所又は居所
国立大学法人信州大学
長野県松本市旭三丁目1番1号
7　出願公表の年月日　平成26年8月28日

1　品種登録の番号　第26383号
2　品種登録の年月日　平成29年12月18日
3　登録品種の属する農林水産植物の種類
Sorghum Moench
4　登録品種の名称　峰風（みねかぜ）
5　育成者権の存続期間　25年
6　品種登録を受ける者の氏名又は名称及び住所又は居所
長野県
長野県長野市大字南長野字幅下692―2
7　出願公表の年月日　平成26年8月28日
Ⅱ　登録品種の特性の概要及び登録品種の育成をした者の氏名
登録品種ごとの登録品種の特性の概要及び登録品種の育成をした者の氏名は次のとおりである。（「次のとおり」は、省略し、その関係書類を農林水産省食料産業局知的財産課に備え置いて縦覧に供する。）

○農林水産省告示第二十百四号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第三十三条の二の規定により、次のように保安林の指定施業要件を変更する。

平成二十九年十二月十八日

農林水産大臣　**齋藤　健**

一　指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所
長野県小県郡青木村大字殿戸字山岸二九六の一三、字鷹出来八五六の二、大字夫神字一ノ口三九一の二、大字奈良本字鍋山五四二、五六四、大字田澤字池ノ田一八五四、字上鴛篭入三五八九の一

二　保安林として指定された目的　土砂の流出の防備

三　変更後の指定施業要件

㈠　立木の伐採の方法

1　主伐に係る伐採種は、定めない。

2　主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

3　間伐に係る森林は、次のとおりとする。

㈡　立木の伐採の限度　次のとおりとする。

（「次のとおり」は、省略し、その関係書類を長野県庁及び青木村役場に備え置いて縦覧に供する。）

○農林水産省告示第二千百五号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第三十三条の二の規定により、次のように保安林の指定施業要件を変更する。

平成二十九年十二月十八日

農林水産大臣　**齋藤　健**

一　指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所
三重県松阪市（国有林。次の図に示す部分に限る。）、松阪市・多気郡多気町・大台町（以上一市二町について次の図に示す部分に限る。）

二　保安林として指定された目的　土砂の流出の防備

三　変更後の指定施業要件

㈠　立木の伐採の方法

1　次の森林については、主伐は、択伐による。

松阪市（次の図に示す部分に限る。）

2　その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。

3　主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

4　間伐に係る森林は、次のとおりとする。

㈠　立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種　次のとおりとする。

（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、それの図面及び関係書類を三重県庁並びに松阪市役所及び関係町役場に備え置いて縦覧に供する。）

○農林水産省告示第二千百六号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第三十三条の二の規定により、次のように保安林の指定施業要件を変更する。

平成二十九年十二月十八日

農林水産大臣　**齋藤　健**

一　指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所
三重県熊野市・南牟婁郡御浜町・紀宝町（以上一市二町について次の図に示す部分に限る。）

二　保安林として指定された目的　土砂の流出の防備

三　変更後の指定施業要件

㈠　立木の伐採の方法

1　次の森林については、主伐は、択伐による。

熊野市・紀宝町（以上一市一町について次の図に示す部分に限る。）

2　その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。

3　主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

4　間伐に係る森林は、次のとおりとする。

㈠　立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種　次のとおりとする。

（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、それの図面及び関係書類を三重県庁及び松阪市役所及び関係町役場に備え置いて縦覧に供する。）

○農林水産省告示第二千百七号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第三十三条の二の規定により、次のように保安林の指定施業要件を変更する。

平成二十九年十二月十八日

農林水産大臣　**齋藤　健**

一　指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所
三重県松阪市（国有林。次の図に示す部分に限る。）、松阪市（次の図に示す部分に限る。）

二　保安林として指定された目的　水源の涵養（かんよう）

三　変更後の指定施業要件

㈠　立木の伐採の方法

1　主伐に係る伐採種は、定めない。

2　主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

3　間伐に係る森林は、次のとおりとする。

㈠　立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種　次のとおりとする。

（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、それの図面及び関係書類を三重県庁並びに熊野市役所及び関係町役場に備え置いて縦覧に供する。）

○農林水産省告示第二千百八号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第三十三条の二の規定により、次のように保安林の指定施業要件を変更する。

平成二十九年十二月十八日

農林水産大臣　**齋藤　健**

一　指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所
長野県下伊那郡下條村陽皐二七八五の一、二八一七、二八七四、二八七八の一、三五七八の一、三五七八の二、四四二四の四、五九七九の一、五九七九の二、五九七九の一六から五九七九の二二まで、睦沢九八九二、九八九四の一